

■ Article ■ .....

令和3年税制改正大綱(1)

税理士 土屋栄悦

令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正大綱」の内容に関し解説を行うこととする。今回の改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等が行われる。

I 個人所得課税

1. 住宅ローン控除等の見直し

(1)控除期間13年間の特例の延長

新型コロナウイルスの影響による先行きの不透明さを背景に、消費者においても住宅取得環境が厳しさを増している。内需の柱となる住宅投資を幅広い購買層に対して喚起するために、消費税率10%への引上げに伴う反動減対策の上乗せとして措置した控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とする。

①適用要件

(イ) 契約締結要件

その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されること

区 分	期 間
居住用家屋の新築	令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間
新築又は既存住宅の取得	令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間
居住用家屋の増改築等	

(ロ) 居住要件

令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供すること

②取扱い

控除期間の3年間延長の特例を適用できることとする。

(2)床面積要件の緩和

経済対策として、上記(1)①の適用要件を満たす場合に限り、合計所得金額 1,000万円以下の者については床面積 40㎡から 50㎡までの住宅も対象とする特例措置を講ずる。

なお、所得税額から控除しきれない額は、控除限度額(前年の所得税の課税総所得金額等の7%、最大136,500円)の範囲内で個人住民税額から控除する。

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
<p><b>【改正】</b>                      経済対策として                      控除期間13年間の                      措置を延長</p>	(10月1日) 税率引上げ (10%)		R2年10月から R3年9月末まで*に契約 *販売などはR2年12月か らR3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
<p>コロナ特例                      ※コロナを踏まえた                      上乗せ措置の                      弾力化</p>		R2年9月末までに契約	R3年末までの入居	控除期間 13年
<p>消費税率10%引上げに伴う反動減策の上乗せ措置                      ※控除期間13年間</p>		R2年末までの入居		面積要件 ⇒ 50㎡以上
<p>住宅ローン控除                      ※消費税率8%への引上げ時に反動減対策として拡充した期間</p>	平成26年4月入居~		R3年末までの入居	控除期間 10年

(3)支払利息額を考慮した控除額への見直し(令和4年度税制改正)

消費税率8%への引上げ時に反動減対策として拡充した措置の適用期限後の取扱いの検討に当たっては、会計検査院の指摘を踏まえ、住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和4年度税制改正において見直すものとする。

2. 退職所得課税の適正化(令和4年分以降の所得税に適用)

退職所得課税における2分の1課税は、退職所得が長期にわたる勤務の結果生ずるものであり、勤務の対価の一部が蓄積して一挙に支払われるものであることに配慮した税負担の平準化措置であることに鑑み、法人役員等以外についても勤続年数5年以下の短期の退職金については、2分の1課税の平準化措置の適用から除外する。ただし、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額を除いた支払額300万円までは引き続き2分の1課税の平準化措置を適用する。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率} = \text{退職所得に係る所得税額}$$

勤続年数5年以下の2分の1課税の制限

所得金額	役員等	役員等以外
退職所得の金額うち300万円以下	1 / 2 なし	1 / 2 あり
退職所得の金額うち300万円超	1 / 2 なし	1 / 2 なし

3. セルフメディケーション税制の見直し

少子高齢化社会の中では限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。こうした観点から、セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。

(1) 特例対象の医薬品の範囲の見直し

① 所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。

② スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品（スイッチOTC医薬品を除く。）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（3薬効程度）を対象に加える。

（注1）上記の具体的な範囲については、専門的な知見を活用して決定する。

（注2）上記の改正は、令和4年分以後の所得税について適用する。

(2) 提出書類の省略

健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類（以下「取組関係書類」という。）については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示を不要とする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該取組関係書類の提示又は提出を求めることができるとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該取組関係書類の提示又は提出をしなければならないこととする。

（注1）確定申告書の提出の際に添付すべき医薬品購入費の明細書には、その取組に関する事項を記載しなければならない。

（注2）上記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用する。

II 資産課税

1. 住宅取得等資金の非課税制度の見直し

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の取得等に係る契約を締結した場合に適用される非課税限度額を、令和3年3月31日までの非課税限度額と同額まで引き上げる。併

せて、床面積要件について、住宅ローン控除と同様の措置を講ずる。

(1)非課税限度額の引き上げ

【改正前】

住宅の取得等の契約締結日	消費税率10%が適用される方		左記以外の方	
	良質な住宅	左記以外	良質な住宅	左記以外
R2.4~R3.3	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
R3.4~R3.12	1,200万円	700万円	800万円	300万円

【改正後】

住宅の取得等の契約締結日	消費税率10%が適用される方		左記以外の方	
	良質な住宅	左記以外	良質な住宅	左記以外
R2.4~R3.3	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
R3.4~R3.12	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円

(2)床面積要件の緩和

合計所得金額 1,000 万円以下の者について、住宅の床面積の下限を 40 ㎡以上に引き下げる。

合計所得金額	床面積要件
2,000万円以下	50㎡以上
1,000万円以下	40㎡以上

(注1) 東日本大震災の被災者に係る非課税措置も同様とする。

(注2) 住宅取得等資金を贈与した場合の相続時精算課税の特例についても、床面積要件の下限を 40 ㎡に引き下げる。

2. 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の見直し

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、孫等が受贈者である場合に贈与者死亡時の残高に係る相続税額の2割加算が適用されないこと等が節税的な利用につながっているとの指摘を踏まえ、格差の固定化の防止等の観点から所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

なお、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえ、次の適用期限の到来時に、制度の廃止も含め、改めて検討する。

(1)教育資金の一括贈与の非課税措置

次の措置を講じた上、その適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。

①贈与者死亡時の残高について、相続財産に加算する。

(注) 受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学中である場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く。

②受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高にかかる相続税額に2割加算を適用する。

(2)結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高にかかる相続税額に2割

加算を適用する。

### 3. 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

### 4. 外国人に係る相続税等の納税義務の免除の特例

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととされた。

### 5. 土地に係る固定資産税等の軽減措置

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、その収収の安定的な確保が不可欠である。

#### (1)負担調整措置の継続

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

#### (2)固定資産税等の増加額の免除等

令和3年度限りの措置として、次の措置を講ずる。

①宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は

負担水準が100%未満の土地に限る。)及び農地(負担水準が100%未満の土地に限る。)については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。

②令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地について、所要の措置を講ずる。

(3)土地に係る都市計画税の負担調整措置

固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

## 6. 不動産取得税の特例の延長

(1)不動産取得税の税率の特例

住宅及び土地の取得に係る不動産使途区税の標準税率(4%)を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。

(2)宅地評価土地の特例の延長

宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。

・・・次号(vol.167)に続く